

Q2 最近、新会社法がホットな話題になっていますが、会社法制がどのように変わるのですか、概要を教えてください。

A

ポイント

- (1) 新「会社法」は、最近の社会経済情勢の変化に対応するため、最低資本金制度の撤廃、会社の機関設計における定款自治の拡大、株式会社と有限会社の統合、合同会社制度の創設、会計参与制度の導入、合併等組織再編手続きの整備等を主たる改正の内容として、抜本的な条文体系の見直しが行われ、会社法制全体の現代化が図られたものです。
- (2) この改正には起業を促す狙いもあり定款自治の重視を特徴としており、資本金がいくらでも株式会社が設立でき、株式譲渡制限会社では取締役会も監査役も置かない機関設計も可能ですが、組織運営、対外的信用等をよく検討して選択する必要があります。

1. 新「会社法」のあらまし

平成17年6月29日「会社法」が国会で可決・成立し、平成18年5月1日施行が予定されています。会社に関する諸制度は現在、商法第2編（会社）有限会社法、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（いわゆる商法特例法）などに分かれて規定されていますが、新「会社法」は、これをひらがな、口語体にするとともにその内容をわかりやすく1つに再編成して会社法制を現代化したもので、明治32年に商法が始まって以来の大改正となります。

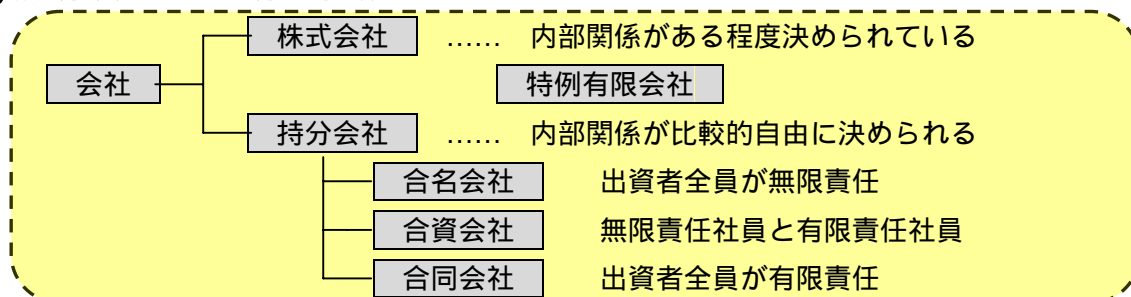
条文数は979条にのぼり、また、18年1月に公布予定の法務省令（「会社法施行規則」）、さらにこれ以外にも膨大な量の「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（整備法）が用意されます。

(1) 新「会社法」での主な変更項目

内 容	現行制度	新「会社法」
表 記	カタカナ文語体	ひらがな口語体
設立できる会社	株式会社、有限会社 合名会社、合資会社	株式会社、合名会社 合資会社、合同会社
最低資本金額	株式会社 1,000 万円、有限会社 300 万円	制限なし
取締役の数	株式会社 3 人以上、有限会社 1 人以上	1 人以上
取締役の任期	株式会社 2 年、有限会社 制限なし	原則 2 年 (株式譲渡制限会社は最長 10 年)
会計参与	規定なし	すべての株式会社で設置可能(新設)
発起設立時の 払込金保管証明	必要	残高証明で可
同一市町村の	不可	可能

類似商号		(商標登録されているものを除く)
計算書類等の体系	貸借対照表、損益計算書、営業報告書、利益処分案(又は損失処理案)、附属明細書	貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、注記表、事業報告、附属明細書

(2)新会社法における会社の種類



2. 主な改正の内容について

(1) 株式会社と有限会社を1つの会社類型として統合

株式譲渡制限会社 (= 発行する全ての株式の譲渡につき会社の承認を要する株式会社) については、取締役の人数規制や取締役会の設置義務が課せられない現行の有限会社型の機関設計の採用を認めるなど、株式会社の定款自治の範囲を拡大し、その規律の多様化・柔軟化を図ることにより、現行の株式会社と有限会社を1つの会社類型(株式会社)として統合しています。

取締役会や監査役などの機関設計が大幅に柔軟化され、株主総会と1人以上の取締役は必ず必要ですが、取締役会、会計参与、監査役、監査役会等は置くことができる(置かなくてもいい)としています。会社数で圧倒的に多い公開会社でない株式会社 (= 株式譲渡制限会社) は取締役会を置かなくてもよく、その場合、監査役を置かなくてもいいこととなります。なお、公開会社は取締役会を置かなければならず、取締役会設置会社は、監査役を置かなければなりません。

株式会社に関する規定のベースが公開会社でない株式会社であり、機関設計には様々な選択肢がありますので、その中からメリット、デメリットをよく検討して決定する必要があります。

既存の現有限会社法上の有限会社は、新「会社法」上の株式会社として存続しますが、商号中に、「有限会社」という文字を用いる株式会社 = 「特例有限会社」となります。

特例有限会社は有限会社法による有限会社であったときと同様の規制となるよう、決算広告の義務づけなし、取締役(監査役)の任期なしなどのような経過措置、特則の適用を受けます。

(2) 最低資本金制度の撤廃

現行法では会社の設立に際して出資すべき下限額を株式会社1,000万円、有限会社300万円としていますが、新「会社法」ではこの最低資本金制度が撤廃されます。

(3) 合同会社の創設

新たな会社類型として、出資者全員が有限責任社員で、会社の内部関係については民法上の組合と同様の規律(原則として社員全員の一致で定款の変更その他会社のあり方の決定が行われ、各社員が自ら会社の業務の執行に当るという規律)が適用されるという特徴を有する有限責任の人的会社「合同会社」が創設されます。これにより創業の活発化、情報・高度サービス産業の振興、共同研究開発・産学連携の促進を図りたいとしています。

(4) 会計参与制度の創設

主として中小企業の計算書類の正確性の向上等を図るため、任意設置の機関として、会計に関する専門的識見を有する公認会計士（監査人を含む。）または税理士（税理士法人を含む。）が、取締役等と共同して計算書類を作成し、その計算書類を取締役等とは別に保管、開示する職務等を担うという、株式会社の役員である会計参与制度を創設しています。